

堺市監査委員公表第27号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査（公益財団法人堺市文化振興財団）及び公の施設の指定管理者監査（堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園、堺市立梅文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館、堺市立文化館）	
監査実施期間	令和3年11月1日～令和4年3月30日	
措置を講じた部局等	文化観光局 文化部 文化課 公益財団法人堺市文化振興財団	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
<p>第8 出資団体監査</p> <p>1 規程等について</p> <p>(1) 財団の契約規程第18条の2において、「別に定める予定価格以上の工事について必要と認める場合は、入札を行なった者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かについて調査をする場合の基準となる価格（調査基準価格）をあらかじめ定めることができる」と規定されている。</p> <p>しかし、財団は、別に定めるべきものを規定していなかった。</p> <p>2 経理について</p> <p>(1) 貸借対照表の負債の部は、流動</p>	<p>財団の契約規程は、堺市の契約規程を参考に平成16年度に制定しました。その際、市が粗雑工事等を防止するため予定価格1億1千万円以上の工事について定めている「調査基準価格」について、財団には必要のない条項であるにもかかわらず内容を検討せずに制定しておりました。</p> <p>財団では、今後も調査基準価格に該当する工事を行う予定がありませんので、令和4年1月1日付規程を改正し、調査基準価格に係る条項を削除しました。</p> <p>今後、規程を制定または改正する際は、堺市や他外郭団体の規程等を参考としたうえで、内容を精査し、当財団の必要な業務に合わせた内容とします。</p> <p>平成30年度決算からファ</p>	<p>公益財団法人堺市文化振興財団</p> <p>公益財団法人堺</p>

<p>負債と固定負債に区分し、このうち1年以内に支払われる予定の負債は、流動負債として計上することとされている。</p> <p>しかし、財団は1年以内に支払い予定のリース債務を、流動負債ではなく、固定負債として計上していた。</p>	<p>イナンスリース取引としてリース債務に計上していましたが、その際に、経理事務の認識不足により、当期に償却する金額を流動負債に計上すべきところ、全額を固定負債に計上しておりました。</p> <p>御指摘を受け、令和3年度より、当期で支払う金額について「1年以内返済予定リース債務」として流動負債に計上しました。</p> <p>現在も、公益法人会計に関する外部研修を受講するなど財団職員の経理事務に関する能力向上を図っておりますが、今後は更なる経理事務能力向上を図ります。</p> <p>また、新たな契約や例年とは異なる経理処理があったときは、監事や税理士に都度確認・相談しながら経理処理を行います。</p>	<p>市文化振興財団</p>
<p>3 財産管理について</p> <p>(1) 財団の経理規程では、取得価格が、10万円未満で3万円以上のものについては、備品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければならない旨が規定されている。</p> <p>しかし、調査を行ったところ、備品台帳に記載されているワイヤレスマイクなど5点が、所在不明となっていた。</p>	<p>御指摘後、職員への聞き取りにより調査したところ、事務局がフェニーチェ堺に移転した際に、当該ワイヤレスマイクは老朽化により使用できなくなっていたため、廃棄しておりました。その時点で備品台帳から削除すべきところ、その処理が漏れておりました。御指摘後、備品台帳の修正を行いました。</p> <p>今後、備品の取得や廃棄等の異動時には、決裁者による</p>	<p>公益財団法人堺市文化振興財団</p>

<p>(2) 令和3年11月24日に実施した実地調査において、現金同等物の管理状況を確認したところ、切手やハガキについて、管理簿上の残数と現物の数量が一致しなかった。</p> <p>また、図書カードは管理簿などで管理されていなかった。</p> <p>第9 公の施設の指定管理者監査 4 管理運営について</p>	<p>備品台帳の確認を行い、異動処理に漏れがないかを確認します。</p> <p>また、備品の異動時だけでなく、すべての備品について、備品台帳と現物との確認を主担者と副担者で年1回定期的に実施いたします。</p> <p>御指摘後、適正な管理簿の記載方法及び現物との確認手順を決裁者及び総務課職員で確認、共有しました。また切手の購入伝票等から受入日と払出日を確認し、管理簿に記載しました。</p> <p>今後は、すべての切手・ハガキの受入・払出の際に、管理簿と現物との照合を確実にを行います。</p> <p>また、図書カードについても確実に管理簿に記載します。</p> <p>さらに、毎月末には、決裁者が管理簿と現物の確認を行い、管理簿への受入・払出の記載漏れがないかの確認を確実にを行います。</p> <p>今後とも、本件に限らず、経理や文書事務について内部研修の実施を通して職員の事務処理能力向上を図ります。また、研修等で得た知識を職場内で共有し、財団全体の事務処理能力の向上に努めます。</p>	<p>公益財団法人堺市文化振興財団</p>
---	--	-----------------------

<p>(1) 建築基準法及び同法施行規則において、工事が完了し、検査済証の交付を受けた建築物については、交付を受けた日から起算して2年以内に建築設備の状況について点検を行うものとされている。</p> <p>しかし、市民芸術文化ホールにおいて、市及び指定管理者は、当該検査済証の交付を受けてから2年以上経過しているにもかかわらず、当該点検を行っていなかった。</p>	<p>御指摘をうけ、本件業務について、1月28日付けで令和3年度事業計画書の一部変更申請を行い、2月4日付けで堺市から承認を得た上で保守点検業者と契約を締結し、3月7日に実施いたしました。</p> <p>今後は、事業計画書の策定時には、基本協定書及び法令上必要とされている内容が漏れることのないように確認を徹底し、その業務実施計画書に基づき適切に業務を遂行します。</p> <p>御指摘後、速やかに当該点検を実施するよう指定管理者に指導しました。</p> <p>今後は、基本協定書に記載されている業務が、確実に履行されているか、監督員及び決裁ラインの者が定期報告書の確認の際に利用しているチェックリストを改善し、管理します。</p>	<p>公益財団法人堺市文化振興財団</p> <p>文化課</p>
<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は、業務の一部を第三者に委託した場合、法令等により資格を必要とする業務については、当該資格等を証する書面の写しを市に提出することとされている。</p> <p>しかし、市民芸術文化ホールにおいて指定管理者は、エレベーター設備保守点検を第三者に委託していたが、資格等を証する書面の写しを市に提出していなかった。</p>	<p>御指摘後、保守点検業者に速やかに写しの提出を求め、11月29日に堺市へ提出しました。</p> <p>今後、第三者委託業務等の実施にあたっては、基本協定書で求められる事項及び法令等による資格の必要の有無を確認し、資格を必要とする業務については、契約締結後や業者担当者に変更があった際に速やかに資格証等の写しを</p>	<p>公益財団法人堺市文化振興財団</p>

	<p>入手し、遅滞なく堺市に提出します。</p> <p>御指摘を受けて、11月29日に資格者証の提出を確認しました。</p> <p>また、監督員及び決裁ラインの者が基本協定書の記載事項を確実に把握できるよう、資格者証等が必要な業務一覧表を2月28日に作成しました。今後は、資格者証等が必要な業務一覧表で、資格者証等が提出されているかどうかの確認を確実に行います。</p>	<p>文化課</p>
<p>(3) 基本協定書において、指定管理者は、市が特に承認する場合を除き、業務の一部を委託した第三者から更に再委任し、又は再請負をさせてはならないとされている。</p> <p>しかし、市民芸術文化ホールにおいて、指定管理者が、設備運転監視及び点検・保守業務のうち、一部業務について、更なる再委託の承認申請を行っていないにもかかわらず、当該委託先から更なる再委託が行われていた。</p>	<p>御指摘後、1月14日付けで堺市にさらなる委託にかかる申請を行い、1月28日に承認を得ました。</p> <p>今後、保守点検業務等の実施にあたり、再請負が必要になった際は、堺市との事前協議及び申請・承認等の手続きを適切に行います。</p>	<p>公益財団法人堺市文化振興財団</p>
	<p>御指摘後、第三者委託業者が再請負をさせる際は、必ず事前に市の承認を得よう指定管理者に指導しました。また当該業務については、再委託の業務内容、委託先、契約金額等を確認した上で、令和4年1月28日付けで事後承認を行ったところです。</p> <p>今後、指定管理者から第三者への一部業務委託承認申請があった際に、再請負がない</p>	<p>文化課</p>

<p>(4) 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならず、貼付することが適当でない場合は、備品を識別できる措置を講じなければならぬとされている。</p> <p>しかし、備品の管理について、以下のものがあつた。</p> <p>ア 榑文化会館において、粘土練り機、スプレー、グラインダーについて備品票が貼付されておらず、また、備品番号の記載もなく、市の備品かどうか確認ができない状態であつた。</p> <p>イ 東文化会館において、フロアシートについて、備品票が破損しており、備品番号の記載もないため、市の備品かどうか確認ができない状態であつた。</p>	<p>かの確認を確実にし、また定期報告書の確認作業において、業者名の確認も行つてまいります。</p> <p>ア、イともに御指摘の備品については、備品シールを再発行の上、貼付しました。今後は備品票の汚れや破損を発見した際は、都度再発行を市に依頼し、備品番号等が明確に確認できる状態を保ち、すべての備品について、備品台帳と現物との確認を年1回複数人で定期的に行い、管理します。</p> <p>御指摘後、令和3年12月1日に備品票を貼付しました。今後はこのようなことがないよう、定期会議時などに現地調査や現物確認を行うなど、適切な備品の管理を確実にしていきます。</p>	<p>公益財団法人堺市文化振興財団</p> <p>文化課</p>
<p>6 経理について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとするとしている。</p> <p>しかし、指定管理者は指定管理業務の収支に次の自主事業の収支を含めて、市に対する収支報告を行っていた。</p>	<p>今後は、自主事業の費用と指定管理業務の費用は明確に分けるよう、期中及び期末の確認作業を確実にし、再発防止します。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、指定管理者への指導を徹底するとともに、定期報</p>	<p>公益財団法人堺市文化振興財団</p> <p>文化課</p>

<p>ア 文化館において、自主事業の収入であるミュージアムショップ及び自動販売機管理運営事業における令和元年度の臨時閉館に伴う目的外使用料の還付金を、指定管理業務の収入として計上していた。</p> <p>イ 東文化会館、美原文化会館、文化館において自主事業として自動販売機を設置しているが、これらの設置に係る電気代を、指定管理業務の費用として計上していた。</p>	<p>告書の確認の際に利用しているチェックリストを改善し、再発防止に努めてまいります。</p>	
--	---	--